

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

別海町地球温暖化対策実行計画

2024年度～2028年度



(野付半島)



(新酪農村展望台)

令和6年2月

北海道別海町

目次

1. 背景

1.1 地球温暖化問題に関する国内外の動向.....	1
1.2 基本理念.....	2
1.3 本計画の策定方針.....	2

2. 計画の基本的事項

2.1 本計画の目的.....	3
2.2 本計画の位置づけ.....	4
2.3 計画期間、目標年度.....	4
2.4 計画の基準年度.....	4
2.5 対象とする範囲.....	4
2.6 対象とする温室効果ガスの種類.....	5

3. 温室効果ガス排出量の状況

3.1 基準年度（2013年度）のエネルギー消費量・温室効果ガス排出量.....	6
3.2 経年変化.....	7

4. 計画の目標

4.1 温室効果ガス排出量の削減目標.....	8
4.2 電力・燃料別の具体的な削減量.....	8

5. 取組

5.1 取組の基本方針.....	10
5.2 具体的な取組.....	11

6. 本計画の推進体制・進捗管理

6.1 推進体制.....	13
6.2 進捗管理.....	15

1. 背景

1.1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響が観測されています。また、近年では全国各地で局地的豪雨や大型台風等の異常気象が多発しています。

地球温暖化の対策については、2015(平成27)年11月から12月にフランスのパリにおいて、第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)が開催され、その中で、全ての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。その後、2016(平成28)年11月に「パリ協定」が発効されました。

我が国では、2020(令和2)年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。その後、中間目標として、2021(令和3)年4月に、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく旨が公表されました。

地球温暖化対策は、国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施することが重要となりますが、地方公共団体については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「温対法」という。)において、地方公共団体の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出制御のための措置に関する計画を策定し、その実施状況を公表することが義務付けられています。「別海町地球温暖化対策実行計画」(以下、「本計画」という。)は、温対法に基づき、本町の公共施設における温室効果ガス排出量の削減目標や削減に向けた取組を定めた計画です。

1.2 基本理念

地球温暖化防止対策に取り組まなければ、人間の社会生活へ与える被害だけではなく、地球にも様々な悪影響を及ぼすこととなります。

本町においては、既に策定済みである「バイオマス産業都市構想」とともに、「別海町地球温暖化対策実行計画」の策定により、本町の全ての事務及び事業に関し、自らが事業者であり消費者であることを認識し、温室効果ガスの排出量の抑制に関する取組を実施します。また、行政サービスの低下や職場環境の悪化を招かないよう、様々な工夫をしながら目標達成に向けて取組を進めていきます。

1.3 本計画の策定方針

本計画は以下の方針に基づいて策定します。

① 省エネルギー化を浸透させるきっかけとする

これまでも庁内では各部署や職員が個別に省エネルギー化を進めてきましたが、今までの取り組みの知見や省エネルギー診断の結果を本計画に集積し、庁内で共有することにより、今後各施設が、より効果的な取組を進めるきっかけとなる計画を策定します。

② 温暖化対策の確実な推進を促す計画とする

本町の事務・事業における温暖化対策を進めるために、取組の見直し・改善を含めた進捗管理を庁内全体の協力をもとに進める仕組みを示す計画とします。また、取組の進捗が思わしくない場合は改善を促す仕組みを示した計画とします。

2. 計画の基本的事項

2.1 本計画の目的

本計画は、温対法第 21 条第 1 項の規定に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものです。本計画では、町内各施設における温室効果ガス排出量の削減に向けて、地球温暖化対策を推進し、町民や事業者の模範となるような取組を進めていくことを目的とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第 21 条

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を定めるものとする。

2～12（略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 第 9 項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16～17（略）

2.2 本計画の位置づけ

本町では、本計画に基づき、別海町総合計画などの上位計画及びその他関連計画と整合を図りながら、庁内における地球温暖化対策の取組を推進します。

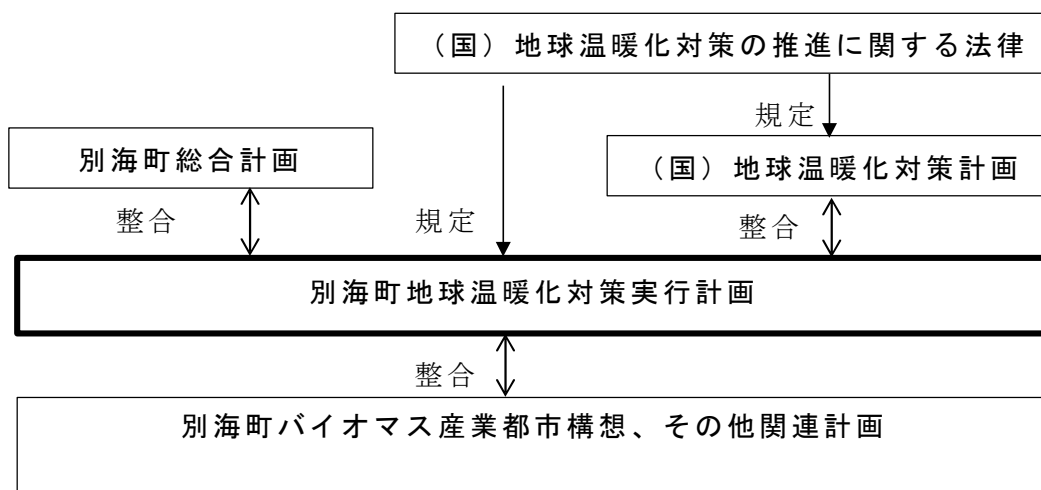


図 1 本計画の位置づけ

2.3 計画期間、目標年度

本計画は、国の地球温暖化対策計画に則し、計画期間は 2030 年度までとします。ただし、社会情勢等を踏まえて、5 年ごとに計画を見直します。

目標年度は、計画の見直しを行う 2028 年度と、国の地球温暖化対策計画の中期目標年度である 2030 年度とします。

2.4 計画の基準年度

本計画の基準年度は、2013 年度とします。

2.5 対象とする範囲

本計画では、本町が行う全ての事務・事業、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、指定管理施設等も対象とします。

2.6 対象とする温室効果ガスの種類

本計画において対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定されている7種類の物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、二酸化炭素とします。

表 1 対象とする温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	対象の選定結果
二酸化炭素	石炭、ガソリン、重油、都市ガス等化石燃料の燃焼、電気の使用等。	本町からの排出量の大部分を占めるため対象とします。
メタン	自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の焼却等。二酸化炭素と比べる重量あたり約 25 倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素	自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の焼却等。二酸化炭素と比べる重量あたり約 298 倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン	カーエアコン使用・廃棄時等、冷蔵庫の冷媒等としての使用。二酸化炭素と比べる重量あたり約 12～14,800 倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン	半導体の製造、溶剤等に使用（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。二酸化炭素と比べる重量あたり約 7,390～17,340 倍の温室効果がある。	本町では該当しないため、対象としません。
六ふっ化硫黄	電気機械設備の電気絶縁ガス、半導体の製造に伴う使用（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。二酸化炭素と比べる重量あたり約 22,800 倍の温室効果がある。	
三ふっ化窒素	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングに伴う使用（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。	

出典：「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」
 （平成 29 年 3 月、環境省）より作成
 「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver1.0」
 （平成 29 年 3 月、環境省）より作成

3. 温室効果ガス排出量の状況

3.1 基準年度(2013年度)のエネルギー消費量・温室効果ガス排出量

基準年度(2013年度)のエネルギー消費量は、熱量換算値で197,799 GJ※(ギガジュール:熱量単位)で、電力の割合が60%で最も多くを占めており、次いで、A重油(24%)となっています。また、温室効果ガス排出量は、13,621t-CO₂※(トンシーオーター:温室効果ガス排出量単位)となっています。

※t-CO₂とは:地球温暖化対策の推進に関する法律に規定されている二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスを排出している量を示した単位で、本町では二酸化炭素が大部分を占めています。

表2 電力・燃料使用量(2013年度)

電力量 (kWh)	灯油 (L)	A重油 (L)	LPG (m ³)	ガソリン (L)	軽油 (L)
11,877,046	391,288	1,221,878	15,176	57,722	363,824

表3 エネルギー消費量(2013年度)[単位:GJ]

電力量	灯油	A重油	LPG	ガソリン	軽油	計
118,414	14,360	47,775	1,536	1,997	13,716	197,799

※GJ(ギガジュール)とは:熱量の単位のこと、電気、ガソリン、灯油等を使用することで消費されるエネルギーの量です。

※エネルギー換算係数とは:エネルギー消費量を計算するための係数で、電気、ガソリン、灯油等の使用量に「エネルギー換算係数」を乗じて求めます。係数の値は燃料毎に定められています。

エネルギー換算係数:電力:0.00997GJ/kWh、灯油:0.0367GJ/L、A重油:0.0391GJ/L、LPG:0.1012GJ/m³、ガソリン:0.0346GJ/L、軽油:0.0377GJ/L

【算出方法】(表2)電力・燃料使用量×該当エネルギー換算係数=(表3)エネルギー消費量

表4 温室効果ガス排出量(2013年度)[単位:t-CO₂]

電力量	灯油	A重油	LPG	ガソリン	軽油	計
8,171	974	3,311	91	134	940	13,621

※CO₂排出係数とは:温室効果ガス排出量を計算するための係数で、電気、ガソリン、灯油等の使用量に「CO₂排出係数」を乗じて求めます。

CO₂排出係数:電力 0.000688t-CO₂/kWh、灯油 0.002489t-CO₂/ℓ、A重油 0.00271t-CO₂/ℓ、LPG 0.00597t-CO₂/m³、ガソリン 0.002322t-CO₂/ℓ、軽油 0.002586t-CO₂/ℓ

【算出方法】(表2)電力・燃料使用量×CO₂排出係数=(表4)温室効果ガス排出量

3.2 経年変化

本町の事務・事業に伴う、2013(平成 25)年度～2022(令和 4)年度のエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の推移は表 5 のとおりです。二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、表 6 のとおり、本町と電気受給契約を締結している北海道電力株式会社の電力のCO₂ 排出係数※の減少によるものと考えられます。

※電力のCO₂ 排出係数：電気の供給 1kWh(もしくは 1MWh)あたりどれだけCO₂ を排出しているか示す数値のことで、電力会社毎の発電方法(火力、水力、原子力等の割合)によってそれぞれ排出係数は毎年変化します。

表 5 エネルギー消費量の推移

年度	エネルギー消費量 [単位：GJ]	温室効果ガス排出量 [単位：t-CO ₂]
2013	197,799	13,621
2014	193,304	13,179
2015	199,508	13,664
2016	205,165	13,869
2017	201,982	13,173
2018	184,423	12,455
2019	193,341	12,740
2020	193,461	12,137
2021	195,433	12,338
2022	203,829	12,174

表 6 北海道電力の二酸化炭素基礎排出係数の推移[単位：t-CO₂/MWh]

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
0.688	0.678	0.683	0.669	0.632	0.666	0.643	0.593	0.601	0.549

4. 計画の目標

4.1 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標は、2030年度までに51%削減することとします。

【温室効果ガス排出量の削減目標】

『基準年度（2013年度）の温室効果ガス排出量：13,621 t-CO₂』

■ 2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標：

2013年度比で33%削減※（4,495 t-CO₂削減）

電力業界の低炭素化の取組を踏まえた排出係数（0.37t-CO₂/MWh）で

計算した場合は、51%削減（6,947 t-CO₂削減）

※基準年度の2013年度排出係数（0.688t-CO₂/MWh）で計算

■ 2028年度の温室効果ガス排出量の削減目標：

2013年度比で30%削減※（4,086 t-CO₂削減）

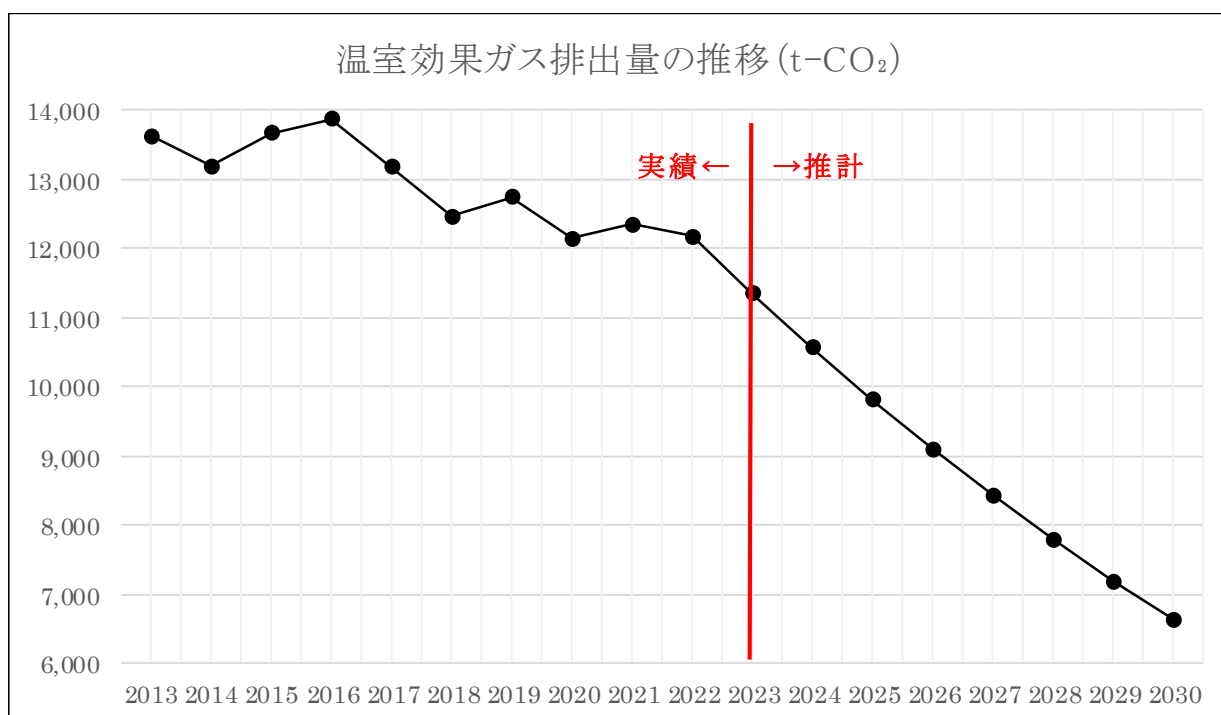
※基準年度の2013年度排出係数（0.688t-CO₂/MWh）で計算

4.2 電力・燃料別の具体的な削減量

本町における、2013(平成25)年度～2022(令和4)年度の電力・燃料別の使用量の推移及び温室効果ガス排出量の削減目標による電力・燃料別の削減量は表7のとおりです。

表7 年度別の電力・燃料別の使用量と削減目標値

年度	電力量 (kWh)	灯油 (L)	A重油 (L)	LPG (m ³)	ガソリン (L)	軽油 (L)	温室効果ガス 排出量(t-CO ₂)
2013	11,877,046	391,288	1,221,878	15,176	57,722	363,824	13,621
2014	12,205,571	368,654	1,026,726	23,880	59,434	357,212	13,179
2015	12,699,426	374,302	1,137,353	28,728	59,221	258,128	13,664
2016	12,959,406	420,801	1,174,976	28,808	68,231	246,646	13,869
2017	12,957,101	368,127	1,157,156	28,661	64,007	236,853	13,173
2018	11,278,447	350,151	1,184,237	12,823	72,747	238,930	12,455
2019	12,521,320	334,380	1,075,646	27,414	68,032	239,954	12,740
2020	12,346,628	378,103	1,082,255	28,910	61,974	241,938	12,137
2021	12,818,952	334,685	1,072,910	23,568	59,121	238,118	12,338
2022	13,348,569	365,265	1,096,880	25,176	62,861	258,469	12,174
2023	12,496,545	361,181	1,081,958	23,831	60,054	253,447	11,349
2024	11,644,521	357,098	1,067,036	22,486	57,247	248,425	10,561
2025	10,792,496	353,014	1,052,113	21,142	54,440	243,404	9,812
2026	9,940,472	348,930	1,037,191	19,797	51,633	238,382	9,101
2027	9,088,448	344,846	1,022,269	18,452	48,826	233,360	8,428
2028	8,236,424	340,763	1,007,347	17,107	46,019	228,338	7,793
2029	7,384,400	336,679	992,424	15,762	43,212	223,316	7,196
2030	6,532,375	332,595	977,502	14,418	40,405	218,295	6,638



5. 取組

5.1 取組の基本方針

本計画では、以下の4つの基本方針に基づき、本町の事務・事業における地球温暖化対策を推進します。

基本方針 1 事業活動における省エネルギー化の推進

基本方針 2 施設・設備の改善

基本方針 3 グリーン購入の推進

基本方針 4 再生可能エネルギー等の導入推進

5.2 具体的な取組

4つの基本方針に基づき、本町の事務・事業において取組を進めます。以下に具体的な取組を示します。

基本方針1 事業活動における省エネルギー化の推進

取組		内容
1-1	電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。 ・日中の窓際等支障のない箇所は消灯する。 ・業務に支障のない範囲で蛍光灯を間引く。 ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。 ・トイレ、会議室等に利用者がいない場合は消灯する。 ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。 ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。 ・テレビ、ビデオなど利用頻度の少ない機器のコンセントを抜く。 ・冷蔵庫の使用状況を勘案し、設定温度を「弱」にする。 ・温水洗浄便座の設定温度を低くする。 ・ハンカチを持参しエアタオルの使用を控える。 ・職員のエレベータの利用を極力控える。
1-2	燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブを心がけ、急発進、急加速をしない。 ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。 ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、アイドリングを控える。 ・各課が連携し、出張時等には乗り合わせをするなど効率的に利用する。 ・室内への外気取り入れ量、換気量を見直す。 ・暖房、給湯の設定温度を見直す。
1-3	ゴミの減量、リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。 ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。 ・使い捨て容器の購入は極力控える。
1-4	用紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。 ・リサイクル用紙の購入に努める。
1-5	水道	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に節水を心がける。 ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。
1-6	環境保全に関する意識向上、率先実行の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。 ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。 ・ナチュラルビズを推進する。 ・施設の空調は、利用状況に応じた管理を行う。

基本方針 2 施設・設備の改善

取 組		内 容
2-1	施設の建設時・改修時の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。 ・窓の断熱改修を適宜進める。 ・バルブの断熱対策を適宜進める。 ・公共施設のZEB化を検討する。
2-2	設備の更新時の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率照明やLED設備への買換えを順次行う。 ・高効率な空調機への買替えを順次行う。 ・電気自動車やハイブリッド車の導入を順次行う。

基本方針 3 グリーン購入の推進

取 組		内 容
3-1	環境配慮型製品の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ない物の購入に努める。 ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。 ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入するよう努める。

基本方針 4 再生可能エネルギー等の導入推進

取 組		内 容
4-1	バイオマスエネルギーの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜糞尿を主体としたバイオマスエネルギーの活用を検討する。
4-2	その他再生可能エネルギーの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光、雪氷冷熱等の再生可能エネルギーの活用を検討する。

6. 本計画の推進体制・進捗管理

6.1 推進体制

本計画の推進体制は、別海町役場エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する規程に基づき、町長を管理責任者としエネルギー使用合理化推進委員会を副町長、各部局長で図 2 のとおり構成する。

(1) エネルギー使用合理化推進委員会

エネルギー使用合理化推進委員会(以下「推進委員会」という。)は副町長をエネルギー管理統括者とし、各部局長で構成します。

推進委員会では、事務局からの取組状況・エネルギー使用量の評価や次年度の取組の見直し・改善の報告について協議し、報告事項を承認するとともに、事務局に取組の見直し等を指示します。

(2) 取組実行部門

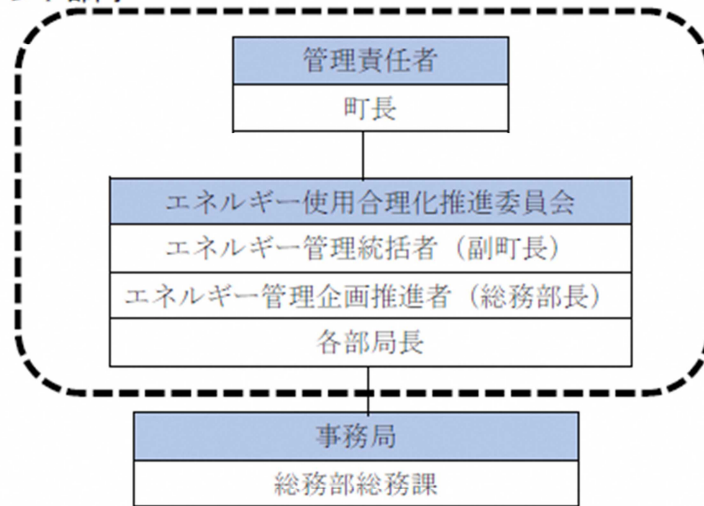
取組実行部門は、取組を実行する部門の部局長をエネルギー施設管理責任者(以下「施設管理者」という。)とし課長及び施設長、職員で構成します。

取組実行部門では、取組の確認、見直しを行うとともに、計画の進捗管理を行います。施設管理責任者は、所属する各課及び各施設職員に、具体的な取組事項を周知するとともに、取組の進捗状況を把握し、事務局に報告します。

(3) 事務局(総務部総務課)

事務局は総務部総務課とし、施設管理者から報告を受けた取組の進捗状況を整理するとともに、推進委員会の開催・運営を行います。

■ マネジメント部門



■ 取組実行部門

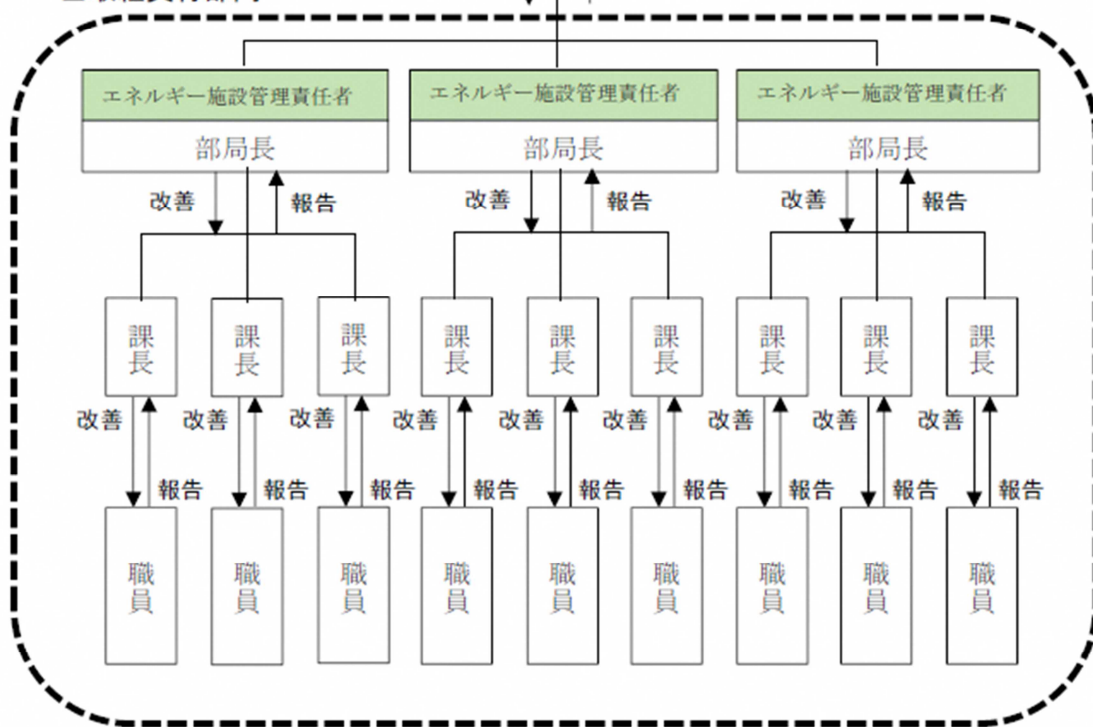


図 2 推進体制

6.2 進捗管理

計画の進捗管理は、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)を繰り返すことにより、継続的に管理するPDCAを用い、本事務所管である総務部総務課において、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行います。

本計画の進捗管理では、「①計画見直しまでの5年間を対象としたPDCA」と、1年単位で行う「②事務事業編の毎年のPDCA」、「③取組のPDCA」を行い、多層的なPDCAを行います(図4)。PDCAの各段階における取組内容を表8から表10に示します。

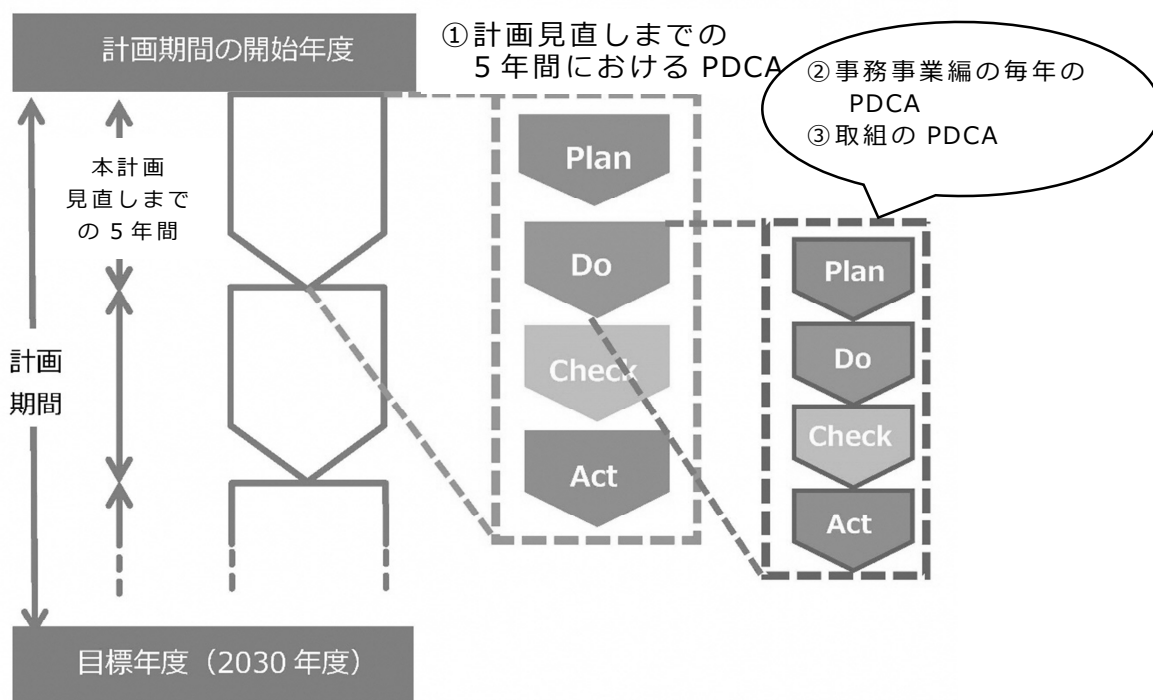


図4 多層的なPDCAのイメージ

資料：「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」（平成29年3月、環境省）より作成

表8 ①計画見直しまでの5年間を対象としたPDCAの各段階における取組

ステージ	取組	分担	時期
計画 (Plan)	<ul style="list-style-type: none"> 見直しにあたっての基本的事項の検討 基礎データの整備及び「温室効果ガス総排出量」の把握 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標の検討 目標達成に向けた具体的な取組の検討 進捗管理の仕組みの検討 	事務局	毎年7月
実行 (Do)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事務事業編の毎年のPDCA (2) 取組のPDCA ※詳細は、次ページに示します。 	事務局	随時
評価 (Check)	<ul style="list-style-type: none"> 計画見直しまでの実績の集計、達成状況の確認 計画見直しまでの一定期間内における取組の状況確認、評価 	事務局	毎年7月
改善 (Action)	<ul style="list-style-type: none"> 計画改定の要・不要に係る検討、改定スケジュールの検討 	事務局	2028年

表 9 ②事務事業編の毎年の PDCA

ステージ	取組	分担	時期
計画 (Plan)	・ PDCA スケジュールの各課推進員への周知 ・ 全職員への計画の周知	事務局	4月
実行 (Do)	・ 温暖化対策に関する情報の発信、取組の推進 ・ 職員からの問合せ対応	事務局	随時
評価 (Check)	・ 取組状況・エネルギー使用量のとりまとめ	事務局	5月
	・ 取組状況・エネルギー使用量の評価	施設管理者	7月
改善 (Action)	・ 次年度の取組の見直し・改善	推進委員会	8月
	・ 取組状況・エネルギー使用量の公表	事務局	9月
	・ 進捗状況や次年度の取組の見直し・改善の確認	管理責任者	10月

表 10 ③取組の PDCA

ステージ	取組	分担	時期
計画 (Plan)	・ 施設ごとの取組、進捗管理方法の確認	全職員	4月
実行 (Do)	・ 取組の実施	全職員	随時
	・ 温暖化対策に関する情報の発信、取組の推進	施設管理者	随時
	・ 取組状況・エネルギー使用量の記録	施設管理者	随時
評価 (Check)	・ とりまとめへの協力	全職員	随時
	・ 取組状況・エネルギー使用量の評価	施設管理者	7月
	・ 施設管理者からの意見への対応	全職員	8月
改善 (Action)	・ 取組状況・エネルギー使用量の分析・評価の確認	全職員	7月
	・ 取組の見直し方針の決定	施設管理者	9月
	・ 次年度の取組の見直し・改善	施設管理者	10月

人がつながり 未来につながる 海と大地に夢があふれるまち

～いつも心に広がるふるさと ベつかい～

(第7次別海町総合計画 キャッチフレーズ)



(別海町章)

総務部総務課総務行政担当

〒086-0205

野付郡別海町別海常盤町280番地

TEL 0153-75-2111 (内線2111、2112、2113)

FAX 0153-75-0371